

太刀一腰御馬代銀五十枚親王御方御太刀并銀廿枚進上云々、大津宰相御太刀御馬等献上、

〔御湯殿の上の日記〕慶長十三年正月廿三日、ひでより臣○豊ねんとうの御禮に、いちのかみのほり、

御たちをりかみ御むまだい五十枚まゐる、みやの御かたへ廿まいまゐる、いちのかみ御禮に十
まい、すぎはら十そくえん上申、ほんだぶんごつわのはな三百きんえん上申、女院の御所へ御す
そわけに五十きん參らる、女中へも御くばりあり、ないし所へ、すぎはら一そくまゐる、

〔御湯殿の上の日記〕慶長十四年正月四日、ひでよりねんとうに、市正の本よりえろがね五十まい、
御たちをりかみ口一折まゐる、宮の御かたへ御たち折かみ、えろがね廿まいまゐる、いちのかみ
すぎはら十そく十まいえん上申、

〔御供古實〕正月朔日に大名御出仕之時、御太刀御進上御持參也、御太刀御進上候事は、三管領計な
り、其外は正月十五日に、山名殿御進上候なり、

〔故實聞書〕正月一日、大名出仕候、御太刀參上のかたはわれとちさん候、御太刀參上のかたは、三
わんれい計御參上候、其外は山などの正月十五日御參上にて候、

〔宗五本草紙下〕殿中さまくの事

一 正月五ケ日、大名出仕の時、三職計御太刀金御進上候、十五日過て申候、十五日までは御後に八
幡へまゐらせられ候、又細川淡路守殿進上の御弓御笠懸引目、朔日に主の御持參候て、御前に
立置れ候、是は殿中にめし置れ候、

〔河村誓真聞書〕扇は甘本を一包と云なり、但十本とも、細川殿より公方様へ年頭に進上は十本な
り、

〔伊勢貞親以來傳書〕年始歳暮などに、公方様へ御末衆御禮申入る事、見及不申候、自然御代始など
には御禮可申なり、仍年始歳末御禮申入る、式日不可有之、是以可有分別候、同朋衆同前に候、同朋